

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	フォーライフ株式会社	コード	3477
提出日	2026/6/5	異動（予定）日	2026/6/27
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	井上 悦孝	社外取締役	○														○		有
2	武井 佐代里	社外取締役	○														○		有
3	武田 茂	社外監査役	○														○		有
4	榎本 一久	社外監査役	○														○		有
5	荒牧 とも子	社外監査役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	—	井上悦孝氏は、金融機関での豊富な経験並びに企業経営における幅広い経験と知見を有しており、独立した客観的な立場からの助言及び経営の監督が期待できると判断し社外取締役に選任しております。 また、証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じる恐れはなく、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であると判断し、独立役員として指定しております。
2	—	武井佐代里氏は、国土交通省や厚生労働省で住宅・建築や街づくりに関する施策に携わるほか、自治体における団地の再生や市街地の拠点整備や密集市街地関連施策での経験など、住宅・建築・都市計画分野における高度な知見と経験を有し、独立行政法人で人材育成やダイバーシティの実現など持続的な経営に関する意思決定に参画する経験も有しております。これらの経験及び見識を活かして、独立した客観的な立場から当社の経営全般に対する監督およびチェック機能を発揮していただくことにより、当社のコーポレートガバナンスの充実、取締役会の機能強化が期待できると判断し社外取締役に選任しております。 また、証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じる恐れはなく、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であると判断し、独立役員として指定しております。
3	—	武田茂氏は、事業法人の審査・リスク管理部門における長年の経験を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、事業法人の取締役及び監査役としての豊富な経験・実績・見識を有しており、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明していただけることを期待して社外監査役に選任しております。 また、証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じる恐れはなく、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であると判断し、独立役員として指定しております。
4	—	榎本一久氏は、弁護士として企業法務の分野にて高度かつ専門的な知識を有しております。また、上場会社等での社外監査役の経験も有していることから、その専門性・経験を当社の監査体制に生かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 また、証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じる恐れはなく、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であると判断し、独立役員として指定しております。
5	—	荒牧とも子氏は、公認会計士として財務・会計に関する高い見識とコンサルティングファーム及び監査法人でのシステム構築、品質管理、会計監査等の幅広い経験を有しており、それらを当社の監査に生かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 また、証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じる恐れはなく、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であると判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。